

## 秋田県告示第289号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり農林水産省東北農政局旭川農業水利事業所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年6月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、用地測量）
- 2 作業期間 令和5年4月24日から同年11月29日まで
- 3 作業地域 横手市山内筏